

令和2年5月1日

弊社運航乗務員に対する不利益処分および弊社に対する行政指導について

平素よりオリエンタルエアブリッジ（ORC）をご利用いただき誠にありがとうございます。

令和元年11月7日、弊社51便（長崎発対馬行）に乗務予定の運航乗務員に対して、勤務開始時のアルコール検査を実施したところ、国の基準を超えるアルコールが検知された件に関し、本日（令和2年5月1日）、国土交通大臣より当該運航乗務員に対する不利益処分（航空業務停止60日間）が実施され、あわせて大阪航空局 安全管理官より弊社に対して行政指導（厳重注意）を拝受いたしました。

弊社といたしましては、このたびの不利益処分および行政指導を厳粛に受け止め、今後、このような事態が再発することのないよう、教育、指導の徹底や社内管理体制の強化などの再発防止策を実施し、信頼の回復に向けて全社を挙げて取り組んで参りたいと存じます。

お客様ならびに関係する皆様に多大なるご迷惑とご心配をお掛けしましたこと、重ねてお詫び申し上げます。

以上

別紙 1：当該運航乗務員宛の処分書（不利益処分）

別紙 2：弊社に対する行政指導（厳重注意）

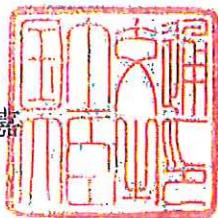
<本件に関するお問い合わせ：ORC 総務部 0957-53-6692>

国空航第279号
令和2年5月1日

殿

国土交通大臣

赤羽 一嘉



航空法第30条の規定に基づく行政処分について

航空法第30条の規定に基づき、貴殿に対する行政処分を別紙処分書のとおり行ったので通知する。

なお、航空法施行規則第59条の規定に従い、貴殿の所持する技能証明書を国土交通省航空局安全部運航安全課あて、すみやかに提出されたい。

国空航第279号

処 分 書

航空従事者の氏名

航空従事者技能証明 定期運送用操縦士（飛） 第 号
の資格及び番号

貴殿に対し、次のとおり処分する。

主 文

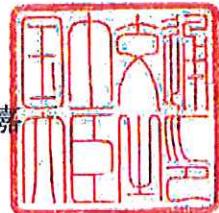
航空法（昭和27年法律第231号）第30条の規定に基づき、令和2年5月1日から令和2年6月29日までの60日間、航空業務の停止を命ずる。

理 由

別紙（処分理由）のとおり。

令和2年5月1日
国土交通大臣

赤羽 一嘉



教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別紙（処分理由）

貴殿は、令和元年11月7日8時20分に出発予定のOR C 51便に機長として乗務するため、乗務前のアルコール検査を行ったところ、同検査において、「航空機乗組員の飲酒による運航への影響について（平成31年1月31日付国空航第2278号）」において酒精飲料の影響によって正常な運航ができないおそれがある状態として規定されている呼気中のアルコール濃度を大きく超過するアルコールが検知された。当該便は乗員交替のうえ18分遅れで出発した。また、当該事案に起因して後続便にも遅延の影響が生じた。

貴殿の所属するオリエンタルエアブリッジ株式会社では、航空法第104条第1項の規定に基づき認可された運航規程（Operations Manual 6-15-3）の規定により酒気を帯びて飛行勤務に従事することを禁止していた。また、過度な飲酒に起因する不適切事案を受けて、国土交通省航空局が飛行勤務開始時に酒気帯び状態となるおそれのある過度な飲酒を禁止するため、「運航規程審査実施要領細則」を改正（令和元年10月23日付国空航第1731号）したことを受け、同社は令和元年10月25日付で運航規程を改訂し、飛行勤務開始8時間前に体内に残存するアルコール量を2ドリンク相当以下になるよう飲酒量を制限することを規定していた。しかしながら、貴殿は、当該便の乗務前日の同年11月6日、飲酒量に関する制限を超過していることを認識しながら飲酒を継続した結果、前述のとおりの呼気中のアルコール濃度が検出され、乗務を交代するに至った。これは、運航規程に意図的に違反する行為であるとともに、同社の検査体制が万一適切に機能しなかった場合にはアルコールの影響により航空機の正常な運航ができない状態で乗務して航空安全に重大な支障を及ぼした可能性がある行為である。

昨今の飲酒に起因する不適切事案を受け、国土交通省航空局から定期航空運送事業者に対し飲酒に関する航空法等の遵守の徹底（平成30年11月1日国官参事第800号）、運航乗務員に対する乗務前の飲酒に関する管理の強化等（平成30年11月29日国官参事第921号）、運航乗務員の飲酒に関する自己管理の強化等の指示（令和元年10月8日国官参事803号）等を相次いで指示し、同社においては、貴殿を含む運航乗務員に対しアルコールに関する安全意識や規定遵守等の徹底のための教育や周知等を実施していたが、乗務前における飲酒量制限に係る規定を意図的に逸脱した過度な飲酒に起因する不適切な事案を発生させたことは、飲酒に関する安全意識が著しく低いといわざるを得ず、重大な非難に値する。

以上の行為は、航空法第30条第2号に規定する航空従事者としての職務を行うに当たっての「非行」に該当する行為であるとともに、航空安全に支障を及ぼす可能性のある極めて不適切な行為であった。

以上

阪空安第1号

令和2年5月1日

オリエンタルエアブリッジ株式会社
安全統括管理者 殿

国土交通省 大阪航空局

安全管理官



運航乗務員の不適切な行為及び不十分な安全管理体制について
(厳重注意)

令和元年11月7日、ORC51便（長崎空港発 対馬空港着）に乗務予定であった機長が、乗務前のアルコール検査を実施した際にアルコールが検知されたため、別の運航乗務員に交代し当該便を運航した旨、同日貴社から大阪航空局に対し報告があった。

大阪航空局は、貴社からの報告後直ちに事実関係の調査及び再発防止策を報告するよう指示し、当該指示を踏まえ、貴社より、当該調査結果及び再発防止策に係る報告書の提出があった。

大阪航空局において、貴社から本事案の調査及び再発防止策の報告を受け、航空法第134条に基づく報告徴収及び立入検査を12月3日から5日に実施して事実確認をした結果、当該機長は乗務前日に自宅で過度な飲酒を行い、乗務当日に乗務前のアルコール検査を実施したところ、正常な運航ができないおそれのあるアルコール濃度が検出され、飛行勤務を開始したことが判明した。これは、航空法第104条第1項に基づき認可された貴社の運航規程において、飛行勤務開始前8時間以前であっても飛行勤務に支障をおよぼすおそれがある過度な飲酒を行った場合は飛行勤務を行ってはならないこと、飛行勤務開始8時間前に体内に残存するアルコール量を2ドリンク相当以下になるよう飲酒量を制限すること、及び酒気を帶びて飛行勤務に従事することを禁止した規定に違反した行為であり、航空法第119条第2号に該当するものである。

また、他社において相次いで発生した航空会社における飲酒に係る不適切事案を受け、航空局が乗務前後におけるアルコール検査の義務化等のため関連通達を改正及び制定（平成31年1月31日付け国空航第2282号）し、同年4月1日から施行され、航空安全に対する国民の信頼を早急に回復させなければならない状況において、貴社が本事案を発生させたことは、飲酒に関する意識が希薄であったと言わざるを得ない。

さらに、上記事案に関する報告徴収では、別紙のとおり飲酒に関する社内安全管理体制が不十分であったことも判明した。

公共交通を担う航空運送事業者である貴社において、このような不適切な行為等が行われたことは極めて遺憾であり、厳重に注意する。

については、今後、このような事態が起こらないよう、本事案が発生した原因を調査し、必要な再発防止策を検討の上、令和2年5月29日（金）までに文書にて報告されたい。

飲酒に関する教育の不備及び不十分な安全管理体制

- ・当該機長は、飲酒量が制限されていることを認識しながらも、誤った知識により自身のアルコール分解能力を過信し過度な飲酒を行っており、運航乗務員に対するアルコール教育が十分ではなかった。
- ・当該機長は、自己管理が不適切なため酒気を帯びた状態で飛行勤務を行っており、「運航乗務員の飲酒に関する自己管理の強化等の指示について」（令和元年 10 月 8 日付け阪空安第 12 号）を受けた運航乗務員に対する指導の実効性が十分ではなかった。
- ・貴社における当該機長の飲酒傾向に関するリスクの評価が不十分であり、飲酒に関する社内安全管理体制が不十分であった。
- ・会社自らが問題点を見つけ、実効性のある再発防止、改善の取り組みが十分に行われていなかった。